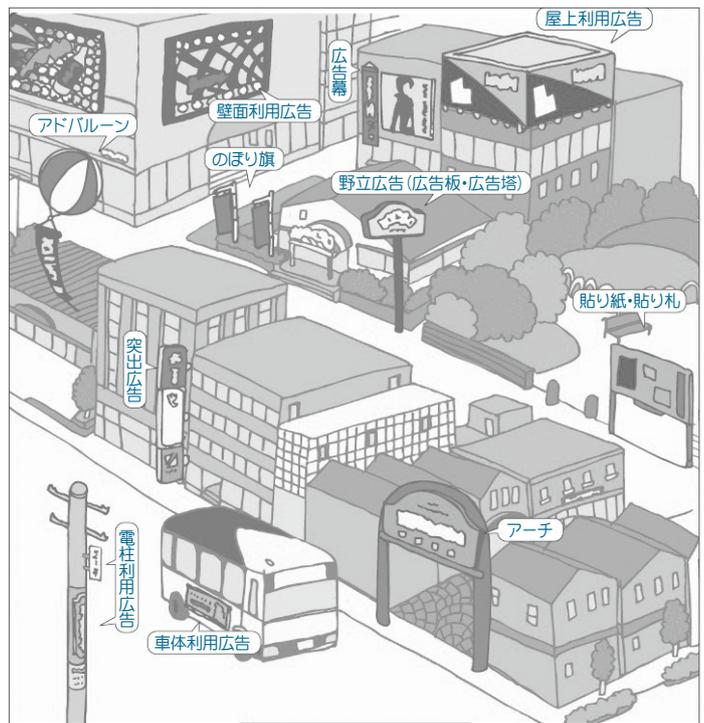


知っていますか？ 屋外広告物の ルール

良好な景観形成や風致の維持、公衆への危害を防止するため、屋外広告物法や茨城県屋外広告物条例に基づいたルールが定められています。屋外広告物を出すには、多くの場合、許可が必要となりますので、事前にご相談ください。

なお詳細は、村公式ホームページ(「屋外広告物」で検索)をご覧ください。申請書の様式や「屋外広告物のてびき」を掲載しています。



次を満たすものは「屋外広告物」です！

①常時または一定の期間継続して表示される
②屋外で表示される
③公衆(不特定多数の人)に表示される
④看板・立看板・貼り紙・のぼり旗・広告塔・建物その他の工作物に掲出・表示される——もの

碑など。また、電柱や街灯柱には、貼り紙・貼り札・立看板等の取り付けはできません。

屋外広告物のルール

屋外広告物を設置する場合、設置する場所、地域や種類によって制限が定められています。

【地域】許可を得なければ設置できない許可地域(第1種・第2種・第3種)と、原則として設置を禁止している禁止地域(第1種・第2種)があります。自己の住所や営業所等に表示する自家広告物であっても、ある一定以上の面積を表示する場合には、許可が必要です。

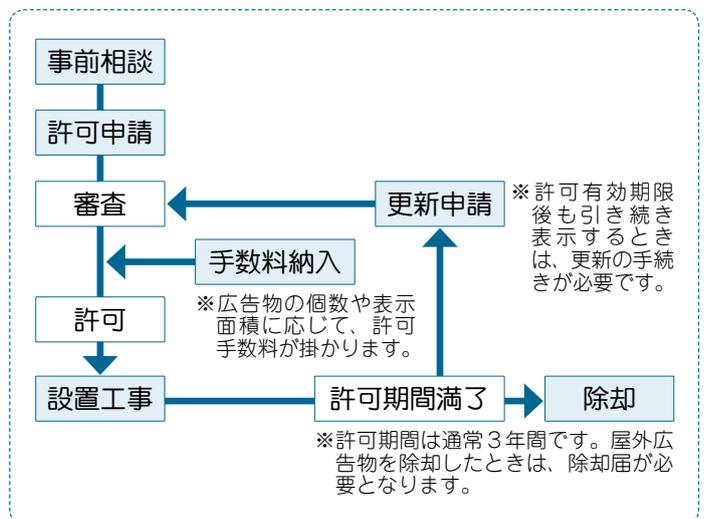
【種類】野立広告(広告板・広告塔)、屋上利用広告、壁面利用広告、突出広告等があり、種類によって高さや面積等に制限があります。

屋外広告物を設置できない「禁止物件」

屋外広告物を取り付けられると本来の機能を害される物件や、良好な景観を阻害される物件には、原則として広告物を設置することはできません。

【例】橋、トンネル、分離帯、石垣、擁壁、街路樹、歩道柵、道路標識、カーブミラー、消火栓、郵便ポスト、照明塔、煙突、記念

屋外広告物を設置したいと思ったら…(手続き方法)



《土地を所有する皆さんへ》

屋外広告業者や設置者と**看板用地の貸付契約をするときは、事前に村の審査を受けているかを確認し、違反となる広告物が設置されないようご協力をお願いします。**なお、農地に設置する場合は、農地法に基づく手続きが必要です。

問い合わせ

都市整備課建築担当(☎282-1711 内線1245)